

小規模宿泊業の規制緩和で 今年度中に民泊が限定解禁 大規模イベント時のみ 旅館業法が適用されず 百戦錬磨

ことを明らかにした。

日本全国の祭りや花火大会、スポーツ大会などの大規模イベント時に宿泊施設不足が見込まれ、開催地となる自治体の要請などにより自宅をはじめとした民家を宿泊先として提供するという公共性の高いケースは、旅館業法の適用外とした。

これを受け(株)百戦錬磨は7月1日、「せっかく来たのだから泊まってゆっくり祭りなどを楽しみたい」という旅行者向け、開催地域における宿泊物件をインターネットで検索予約できるサービスを開始した。

同社子会社とまれる(株)が運営する、「農山漁村余暇法」に基づく「農林漁業体験民宿」を対象とした、グリーンツーリズム促進を旨とした民泊マッチングサイト「とまりーな」に新たに特設ページを開設するが、新展開する。

早速、第1弾の大規模イベントとして、日本を代表する夏祭りである京都の「祇園祭」(7月1〜31日)を特集し、マッチングサービスを提供しているが、祇園祭最大の見どころの一つである山鉦巡行を目前に控えた7月14日現在、50件超におよぶ物件がリスティングされており、物件確保に関する滑り出しは順調な様子が見えてくる。

今後は、徳島阿波踊りや東北4大祭り(仙台七夕、秋田竿燈、青森

ねぶた、山形花笠)、東京・二子玉川花火大会など、順次全国各地の主要イベントをカバーしていく。大規模イベント時の宿泊先不足を解消するのみならず、各種イベントを通じた地域住民との交流促進、開催地域のイベントを通じた経済活性化・地方創生にも貢献していきたい構えだ。

「ゲストとホストとの民泊を通じたつながりは、翌年以降の同一イベントへのリピート参加を促し、もしかするとUターン・イターンのきっかけにもなるかもしれません」(百戦錬磨事業開発部 マネージャー 渡邊由美氏)。

サービス展開にあたっては、旅館業法の適用外となる範囲をいたずらに逸脱しないよう自主ルールを定めている。具体的には、「空間軸」として、登録物件はイベント開催地から半径50km以内、もしくは公共交通機関で1時間以内に立地するものに限定する。

また「時間軸」としてイベント開催日(または開催期間)の前日泊から当日夜の宿泊までを民泊可能期間と設定し、自治体などに十分理解を得たうえで慎重に事業拡大を図っていく方針だ。

なお、とまれるではもう一つの民泊サイト「TOMARE」の正式稼働を控えている。こちらは国家戦略特別区域法が指定する地域

は旅館業法の適用除外とし、一般的なアパート、マンションなどの空き室を宿泊施設として提供することを許可した「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」に基づくもの。前述の「小規模宿泊業のための規制緩和」同様、同社がいち早く参入に名乗りを上げている。

昨年、大阪市・大阪府議会で条例案が否決されたが、あくまで法令に準拠したかたちでローンチすべく、現在は東京での可決を目指して準備が進められている。

適用除外の認定には7〜10日以上の上の滞在であること、部屋の広さが25㎡以上などといった一定のハードルがあるものの、物件に関しては深刻化する空き家問題を背景に、不動産サプリース会社などからきわめて高い反響があり、すでに数万戸に及ぶ仮オーナーが寄せられているという。

衛生行政報告例によれば、日本のホテル・旅館の合計客室数は1995年ごろより160万室弱で横ばいに推移するのに対し、足元で「インバウンド」需要が急伸しており、オリンピック控え需給ギャップ拡大が深刻化することによる社会的・経済的ロスが懸念される。前述した「地方創生」「空き家問題」とあわせ、民泊という新たな宿泊形態、住宅シェアリングビジネスにかかる期待は大きい。

CTの活用により世界で急速に普及する「民泊」。現状日本では旅館業法上違法であるが、限定的に解禁されることになった。

内閣府は6月30日、「規制改革実施計画」を発表。そのなかで、「小規模宿泊業のための規制緩和」を2015年度末までに実施する